

議案第107号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月7日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年松阪市条例第30号）第4条の規定により採用された者を除く。」及び「ことができる」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（松阪市の休日を定める条例（平成17年松阪市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」という。」を「第7条第4項において「休職月等」という。」に、「以下「調整月額」という。」を「以下この項及び第5項において「調整月額」という。」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「第4項において読み替えられた第1

項に規定する支給期間」とする。」を「「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第11項中「前項」の次に「まで」を加え、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「以下この条において同じ。」を「以下この項から第6項までにおいて同じ。」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第16項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の6項を加える。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

- 12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 前2項の規定は、松阪市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松阪市条例第○号）による改正前の松阪市職員の定年等に関する条例（平成17年松阪市条例第40号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 14 松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松阪市条例第○号）附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条第6項第1項の規定により退職した者（同法第28条第7項第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者）を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「定年（附則第13項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項、及び第5条の2第1項第2号並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者、若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」と

あるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

医療業務従事職員以外の者	60 歳
医療業務従事職員	65 歳

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、松阪市職員退職手当支給条例第 10 条第 4 項及び第 11 項の改正規定並びに同条例附則第 9 項の改正規定（「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松阪市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 10 条第 4 項の規定は、第 1 項ただし書に定める施行の日以後に新条例第 10 条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 4 新条例附則第 9 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に退職した新条例第 2 条第 1 項に規定する職員について適用する。

(経過措置)

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。